[**What is Citizens United? | An Introduction**](http://reclaimdemocracy.org/who-are-citizens-united/)**和訳**

20160421　和訳rev.2　齋藤旬

Citizens Unitedとは？それはA）或る選挙活動委員会（Public Action Committee、通称PAC、501(c)4に分類される免税非営利団体）であり、また、B）或る最高裁事案のこと。

1. PAC（選挙活動委員会）としてのCitizens United：

Citizens Unitedとは、政治consultantを長年勤めているFloyd Brownによって1988年に設立されたPAC。その主な元資金は[Koch brothers](https://en.wikipedia.org/wiki/Political_activities_of_the_Koch_brothers) (industrialists who own “the second largest privately owned company in the United States”)によって提供された。このグループはcorporate interestsをpromoteし、socially conservativeな意見と選挙候補者を応援している。2009年にFEC（連邦選挙管理委員会）を訴えたことで有名になった。この訴えは最高裁事案（*Citizens United*事件）となり、corporationsが選挙活動資金を提供する際の幾つかの制限を取り除くことに成功した。

1. 最高裁事案としてのCitizens United：

2008年の大統領選挙[[1]](#footnote-1)の時、PACであるCitizens Unitedは、民主党大統領候補Hilary Rodham Clintonを批判するa video-on-demand filmを放送しようとした。しかしこの行為は、選挙期間中に候補者に言及するmediaへcorporations and unionsが資金提供することを禁じたthe 2002 Bipartisan Campaign Reform Act (known also as the McCain–Feingold Act)に違反した。

　そこでCitizens Unitedはこの法律に挑んだ。FEC（連邦選挙管理委員会、ここが選挙資金法と選挙規則を定めている）を訴え、下級審において勝訴し、2010年1月21日に最高裁においてこの判決を確定させた。

　判事9人で構成される最高裁における5-4 ruleでは、corporations and unions が行う“[independent” political spending](http://en.wikipedia.org/wiki/Independent_expenditure)に政府が制限を加えることは違憲であると宣言した判事5人が多数意見となり、このanti-Clinton broadcastは許可されることになった。この決定により、百年以上有効だったTillman Act of 1907[[2]](#footnote-2)が覆された。この*Citizens United*事件判決の結果、corporations and unionsが選挙資金支出をすることが大幅に許されるようになった。（次ページ参照方）



The Justices who decided the Citizens United Supreme Court case.

最高裁判決意見書大略（[詳細](http://www.leagle.com/decision/In%20SCO%2020100125925/CITIZENS%20UNITED%20v.%20FEDERAL%20ELECTION%20COM%27N)はこちら）

多数派意見：（最高裁判事5人、Kennedy, Roberts, Alito, Scalia, and Thomas）

1. independent political spending amountsを制限してしまうと、憲法修正第一条の言論の自由を損ねる。
2. 憲法修正第一条の言論の自由は単にa person’s right to speakだけを保障するのではなく、誰が言論行動を行うかに関わらずfreedom of speechそのものを保障している。従って、corporations であれunionsであれそれがpeopleであるかどうかに関わらず、その言論の自由は憲法修正第一条によって保障される。
3. 腐敗の防止あるいは“the appearance of corruption”（腐敗の出現）の防止は政府が権限を持つ事柄だが、大規模な政治的資金支出がこの手の事柄であるかどうかを決定する権限は含まれていない。従って、このことを基準にして政治的資金支出に制限を課すことは許されていない（may not）。
4. the public（主権者である人々）は全ての入手可能な情報を聞く権利を有している。政治的資金支出に制限を設けることは、情報がthe publicに届くことを妨げてしまう。

少数派意見：（最高裁判事4人：Stevens, Ginsburg, Breyer, and Sotomayor）

1. 憲法修正第一条の言論の自由はindividual speech（個人による言論）だけを保障している。
2. 政府は腐敗を防止することが許されている。またcampaign spending（選挙運動資金）は、もしそれがlegislators（立法者達、国会議員達）への影響力を買うものならば腐敗となりうる。従って政府は、corporations and unionsに対してその政治的資金支出に制限を設けることが許されている（may）。
3. 政府は腐敗の出現を防止することが許されている。腐敗の出現は、民主主義へのpublic（人々）のconfidence（信頼）を侵蝕する。corporations and unionsに対してその政治的資金支出に制限を設けることは、この様な権限のan expression（一つの表現）である。
4. the public（主権者である人々）は全ての入手可能な情報を聞く権利を有している。もしcorporationsがindividualsに適合しえない（can’t match）政治資金を支出するならば、messages from corporations drown out messages from others（元々はcorporations以外から発せられているがcorporationsを通じて発せられるはずのmessages）が、the publicに届くことを損ねてしまう。

決定判決に対するPublic Response:

1. 賛成意見：言論の自由を推進する。Media organizationsは既に、corporate treasury fundsを使って特定の選挙候補に対して意見を広めることがfreelyにできるが、これとequal footingに全てのcompanyが置かれたことになる。
2. 中立意見：効果があまりない。この決定はただ単に政治的宣伝の量だけ高めるだけであり、それは人々の意見や統治が良い方に向かうのか悪い方に向かうのか左右しない。
3. 反対意見：例えば、2010年1月21日[オバマ大統領意見](https://www.whitehouse.gov/the-press-office/statement-president-todays-supreme-court-decision-0)では、この決定は、「既得権益者やそのlobbyistsにWashingtonにおけるより大きな力を与える一方で、一票を候補に投じようと少額の選挙資金提供をその候補者に向けて行う平均的アメリカ人が持つ影響力を侵蝕するものだ」としている。

････以下、和訳省略。

齋藤補遺、追伸：

賛成意見を投じた保守派の代表格、Scalia最高裁判事[[3]](#footnote-3)（前頁写真前列左から二人目）が2016年2月13日に急逝した。享年79才。任期わずかのオバマ大統領は異例なことに3月16日、次期最高裁判事に、コロンビア特別区連邦控訴裁の民主党寄りと目されるメリック・ガーランド判事（６３、Merrick Garland）を指名した。その就任には上院の承認が必要だが、上院で現在過半数を占める共和党は、次期大統領が就任し第115期米国会が始まるまで、上院での公認候補に関する公聴会も採決も行わないと指名直後即座に表明し、阻止する構え。大統領選共和党候補指名争いでトップを走る不動産王のドナルド・トランプ氏もＡＢＣの番組で、民主党に最高裁人事を行わせないよう、政権を奪還することが共和党にとって決定的に重要と語った。しかしこの指名で、大統領選で民主党が勝つことが条件だが、数十年ぶりに最高裁が民主党寄りに傾く可能性が出てきた。即ち、*Citizens United*判決が覆る可能性が出てきた。

なお、上院も下院も現在共和党優位となっているが、下院議員選挙は今日本で話題のアダムズ方式[[4]](#footnote-4)に忠実に則っており、10年に1度の国勢調査によって決定される人口に基づき50州に正確に配分されている。従って、容易に想像されるように、かつて下院は民主党優位が常態だった。しかし上記PACが活動を開始しcorporatesやbillionairesからの資金が選挙結果に大きく影響するようになった1994年、それまで約40年間続いた下院での民主党優位が崩れた。50州に二名ずつ議員を配置する上院でも民主党優位だったが、これも、オバマ政権第一期期間中の2010年には崩れ、現在、上院も下院も共和党優位となっている。

この様な米国会議員選挙結果を見ると、artificial personであるcorporationにnatural personと同様のpersonhoodを認めた*Citizens United*最高裁判決の選挙への影響は、大統領選挙よりも米国会議員選挙への影響力が強いのかもしれない。

日本にとって参考になると思う。即ち、corporate personhood問題と、一票の格差あるいは民主主義そのもの司法の優位そのものとを関連づけて大規模に展開する米国でのこの議論は、一票の格差解消が進まず民主主義も司法の優位も上手く機能しているとは思えないニッポンにとって、参考になると思う。

今週は以上。来週も請うご期待。

1. 齋藤補遺：米国では大統領選挙の際に、上院議員（任期6年、2年ごとに三分の一改選）の三分の一（34人ないし33人）と下院議員（任期２年、2年ごとに全員改選）の全員（435人）の選挙も行われる。現在も大統領選挙の他にこの議員選挙も進んでいる。国会会期は下院議員の任期と連動し二年間ごとに番号が振られ2017年2018年は第115米国会となる。一年目を1st Session、二年目を2nd Sessionと呼ぶ。日本と異なり国会は終年開催される。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 齋藤補遺： national political campaignsへのcorporationsによる資金的貢献を禁じた米国で最初の数陳立法（legislation）。政府はこういった政治資金を規制することができた。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 齋藤補遺：米最高裁判事は一端選ばれれば終身務めるのが通例。本人が高齢等を理由に辞任を申し出れば、大統領の指名→上院での承認で改選される。実際にこの生前辞任が起きた例は、Sandra Day O'Connor（2006年辞任）、David Souter（2009年辞任）等がある。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 齋藤補遺：各選挙区の人口を「一定数」で割って、その商に比例させて議員配分する方法。商が1未満になってしまう場合は議員一人をその選挙区に割り当てる。なおこの「一定数」は、議員の総数（米下院なら435人）によって自動的に算定される。 [↑](#footnote-ref-4)